

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日（金） 13時55分から14時55分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員（13人・議席番号順）

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	又 村 克 茂
委員	13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 協議1 滝川市地域計画の一部変更に係る意見について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第9回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。2番 野崎委員より欠席の届出が出ています。 議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に3番、太田委員、4番、長谷川委員を指名いたします。 議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。 議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。 (報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。 議事日程5番、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明します。 滝川の農地の耕作をしている農地所有適格法人については、市外の法人も含め26団体あり、農地法第6条の規定により事業の状況やその他農林水産省で定める事項を農業委員会に報告し、事務局決裁を行ってきたところですが、北海道農業会議よりその際に法人の要件確認は農業委

		員会総会で確認する旨説明があったことから総会報告議案として取扱いしており、令和5年度は、9月に報告を行いました、1件だけ未提出の法人があり、提出を依頼していましたが、3月29日に報告が上がったことから今回報告するものです。 別紙をご覧ください。未提出だった から提出がありました。法人の適格要件として①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ150日以上農業に従事していること。以上5件について確認したところ、問題なかったことを報告します。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。
		議事日程6番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第1号、農地法第18条第6項に基づく届出について説明します。今月は1件です。
		1番、西滝川 番、現況地目、「畑」5,000㎡、さんとさんの解約です。農地所有者のさんが農地を砂利採取の一時転用として貸し出すため解約するものです。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。議案第1号について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定とします。 議事日程 7 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、貸借権 1 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、136,919.25 m²、「畑」164,960 m²、 さんから さんの使用貸借です。期間は 10 年。経営移譲により誠さんが主たる認定農業者になったことから、農地も さんから さんに貸借するものです。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号については原案のとおり決定といたします。 議事日程 8 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、内一時転用 1 件です。 1 番、西滝川 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 13,283 m²、農用地区域内、転用目的は砂利採取による一時転用です。砂利採取量は、32,489 立方メートル、排水は掘削箇所から既設の側溝を通して川に排水するものです。別添資料 1 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 202 m²、準工業地域内、転用目的は駐車場の造成です。譲受人の関連会社が近隣にあり、駐車場が手狭になり用地を探していたところ当該地売却の話があったことから申請となったものです。別添資料 2 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。

		以上 1 番は農用地区域内の一時転用、2 番は用途区域内にある第三種農地でどちらも、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。尚、1 番については、北海道農業会議の常設審議委員会の審議案件となります。以上で説明を終わります。
議 委	長 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 1 番ですが、議案第 1 号で解約した部分と さんの農地の部分が転用の用地となっていると推測されますが、農地はどんな現状だったのでしょうか。
説 明 委 員	員	さんの自宅を挟んで西側が さんに貸借していた農地で土の堆積場、東側が さんの農地で採掘場所となっています。
委 員	員	さんは農地は耕作していなかったのではないかと。
説 明 員	員	物を植えたり、生育等は行っていなかったが耕作し、管理はされていた状態で農地としての形態は維持しており、雑草等が生えて遊休農地となっているわけではなく、現在耕作者を探しているところだったので農地と判断した。転用終了後は引き続き耕作者を探します。
議 各 委 員	長 員	他にございませんか。 (なしの声あり)
議 長	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	員	(異議なしの声あり)
議 長	長	議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。尚、1 番については北海道農業会議の常設新委員会の審議案件として上程します。 議事日程 9 番、議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	員	議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定

		が4件です。 4月から地域計画の策定に伴い、農業経営基盤強化促進法による農用地利用計画から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に変わりました。大きな変更点は相対ではなく、間に北海道農業公社、農地中間管理が入った転貸になることです。そのため、渡人と受人の間には必ず北海道農業公社が入ることになります。そのため議案の申請番号1番は さんから北海道農業公社へ賃貸し、2番は北海道農業公社から さんに賃貸借を行います。北滝の川 番、現況地目「田」10,747㎡、期間は10年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。 さんの農地については、昨年12月に の若手農業者に貸借したところですが、 の農地については認定農業者ですが、73歳の さんしか耕作者が見つからず、基盤法の利用集積計画で貸借すると新農業者年金の加算分の申請が出来なくなることから4月まで待って、中間管理事業の推進に関する法律で北海道農業公社に10年で貸借することとしたものです。これにより公告後、 さんは新年金の加算分が申請できることになります。 3番と4番、江部乙町 番、現況地目「畑」40,748㎡、 さんから北海道農業公社、北海道農業公社から さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまで さんは自営で農地を耕作していましたが高齢、疾病等により昨年は耕作できず、今年度も耕作できないことから近隣に耕作地を持つ さんに自宅前の畑を除き貸借することとなったものです。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第4号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程10番、協議第1号、滝川市地域計画の一部変更に係る意見

説明員	について協議を行います。説明を求めます。 協議第1号について、説明を申し上げます。 1番、地域計画について～これまでの「人・農地プラン」から令和6年3月に「滝川市地域計画」に変更したこと。大きな変更点は目標地図を策定し、1筆毎に10年後の耕作者を定めることになっています。転用があった場合は農地面積が減少するので地域計画の変更が必要になります。 2番、農地の転用に係る地域計画の変更について～転用で農業用施設を建設する際には、まず地域計画の変更を行い、農用地の用途区分の変更を行ってから最後に転用を申請することになります。今回議案に記載されている地番の農地について、乾燥施設を建設するため地域計画の変更が必要になったものです。 3番、今後の農地転用における協議の場の省略について～今回のように農業施設や農家住宅を農用地区域に建設するには地域計画の変更が必要であり、地域計画変更の前に地域での協議を実施することとなっておりますが、その都度協議の場を実施することは、地域農業者や各関係機関の負担となってしまうことからこのような農地転用の場合は協議を要しないと申し合わせを行うこととしたい。
説明員	目標地図には現状担い手が作っているところがすべて網羅されている。つまり農用地区域と一致しておりません。例えば東町に担い手の方が農地を借りていれば目標地図には入ります。今回、担い手の方が転用を申請するため地域計画の変更を行うため、総会で協議し、意見をいただくこととした次第であります。以前より申請に時間が掛かりますので、相談があった場合、指導等よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委員	手続き等が増えるのか。
説明員	申請そのものは変わりませんが、先に転用の資料を農政課に提出して地域計画の変更と用途区分の変更を行う必要があります。
委員	急いでいるときには先行して進めることは出来るのか。

説 明 員	出来ません。事前着工は一切認めておりませんので必ず事前に農業委員会なり農政課に相談してください。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第 1 号については、原案のとおり「意見なし」とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第 1 号については、原案のとおり「意見なし」として決定いたします。
	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第 1 1 回総会は 5 月 2 7 日 9 時からということで決定します。
	以上をもちまして、第 1 0 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(1 4 : 5 5)